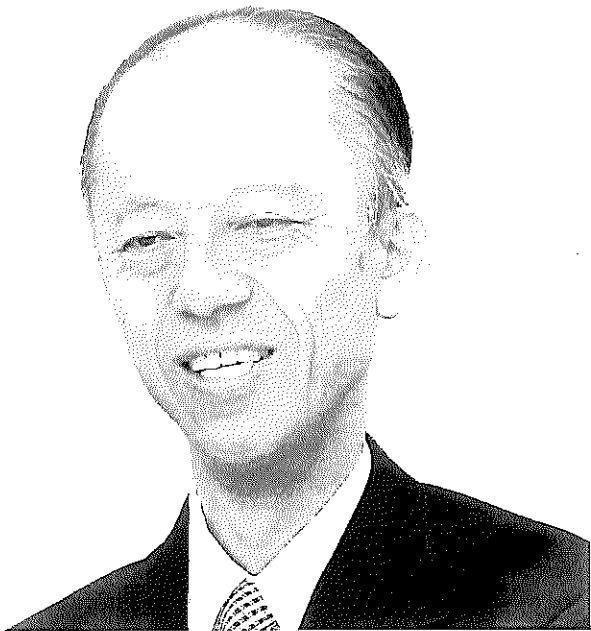


相談員や福祉用具の地位を高めたい

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
理事長

山下 一平 さん



PROFILE
やました・いっぺい
昭和25年生まれ。慶應義塾大学商学部卒業後、同48年、静岡リネンサプライ株式会社(現株式会社ヤマシタコーポレーション)に入社。取締役、専務取締役を経て平成10年より代表取締役社長に就任。福祉用具専門相談員の専門職化と社会的地位向上をめざし、平成19年に全国福祉用具専門相談員協会を設立、理事長を務める。

福祉用具専門相談員の地位向上のために設立

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会についてご紹介ください。

当 協会は、福祉用具の選定や使い方を適切に利用者にアドバイスする「福祉用具専門相談員(以下、相談員)」のための職能団体です。平成18年の介護保険法改正で、軽度者については原則的に、車いすや介護ベッドなど一部の福祉用具の利用が認められなくなりました。私は、「相談員に軽度者の福祉用具の選定を任せてほしい」と国に訴えましたが、「相談員の専門性はそれほど高くない」と判断され、悔しい思いをしました。それが当協会設立のきっかけです。

国は介護保険制度の創設当時、「保険あって介護なし」「保険あってサービスなし」という状況になることを危惧し、相談員の資格要件のハードルを下げました。福祉用具に触ったこともない者でも、一定の国家資格等を取れば、指定福祉用具貸与・販売事業所で相談員として従事することを認めました。

そのような状況のなかで、相談員に対する社会的認識や専門性を高めることを目的に、平成19年7月に当協会を設立しました。

ケアマネジャーとの連携では課題も残る

平成24年度から相談員に対して福祉用具

サービス計画の作成が義務づけられ、1年間の経過措置を経て、平成25年度から本格的に稼働しました。

介 護サービス事業者は、ケアプランに沿ってご利用者の個別援助計画を作成しなければなりません。しかし、これまで相談員には計画の作成義務はありませんでした。それが平成24年の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正によって、相談員が利用者一人ひとりに対して福祉用具の貸与や販売の目標と、その目標を達成するための具体的なサービス内容を記す福祉用具サービス計画を作成することが義務づけられました。

優れた福祉用具はもちろん大切ですが、福祉用具を利用するうえでより大切なのが、利用者ど福祉用具のマッチングです。どんなに優れた最新の福祉用具があっても、利用者に合ったものでなければ意味はありません。また、そのときは利用者に合ったものであっても、時間とともに合わなくなってくるかもしれません。

さまざまな種類がある福祉用具だからこそ、なぜこの福祉用具を使用しているのかを利用者に理解してもらうことが大切です。そのためには、福祉用具サービス計画は必要だと認識しています。

ケアマネジャーに「介護ベッドを用意して」と言われるがままに介護ベッドを用意するだけだったり、利用者に福祉用具の選

定根拠を説明できないようでは、専門職としてのレベルが低いと言われても仕方ありません。

制度改正の動きについていけない指定福祉用具貸与・販売事業者もいるようですが、業界全体のレベルを上げるためには、「そうした事業者は淘汰されても仕方ない」というの心持ちで臨んでいます。

福祉用具サービス計画書の作成の際にケアプランを確認するなど、ケアマネジャーと連携する機会も増えたと思いますが、状況はいかがでしょうか。

相 談員がケアマネジャーに福祉用具サービス計画の内容を見せると、その有効性を認めていただけません。福祉用具サービス計画はケアプランに沿って作成しますが、残念ながら一部のケアマネジャーからケアプランを受け取れていないという現状もあります。

ケアマネジャーは介護サービス事業者にケアプランを交付しなければなりません。が、このようなケースもあり、問題だと感じています。そのため、国と連携しながら、相談員へケアプランが交付される環境づくりに取り組んでいます。

以前、相談員はサービス担当者会議に呼ばれていませんでした。その理由の一つとして、相談員の実力がともなっていないことがあったことがあるとされています。専門職として適切な意見を言えないならば、わざわざ呼ぶ必要はない、ということでしょう。福祉用具サー

ビス計画の義務化は、相談員の専門性に期待が寄せられ始めた証だと思っています。今後は、相談員がさらに実力を伸ばしていけるように、必要な支援を行っていきたいと思います。

このほか、ケアマネジャーに福祉用具についての理解を深めていただくために、ケアマネジャーの更新研修のカリキュラムのなかで、福祉用具サービス計画書について触れていたただけるように要請しています。

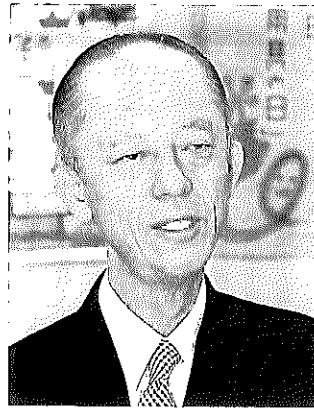
また、現在は選択科目になっている福祉用具の研修を必修科目としていただければ、力を注いでいます。さらに現任者向け研修でも、福祉用具について学ぶ機会を増やそうと、積極的にアピールしていきたいと考えています。

各相談員の実力を「見える化する」

福祉用具専門相談員の研修ポイント制度が平成25年10月から始まる予定ですが、どのような制度でしょうか。

福 祉用具専門相談員研修ポイント制度とは、相談員が自主的に職業能力を開発、向上させることを目的に、当協会が個人の研修受講実績に応じてポイントを付与し、公表する制度です。

研修ポイント制度の仕組みは、まず全国の研修機関に、研修内容を当協会まで申請してもらいます。それを当協会の「研修認定委員会」に諮り、「認定」します。認定



した研修はホームページに掲載します。研修ポイント制度に登録している相談員は、ホームページで確認した研修を受講し、その後ホームページでポイントの申請を行います。事務局が申請内容を確認・審査し、受講が証明されるとポイントを「認定」し、認定したポイントをホームページで公表します。ご利用者やケアマネジャーは、相談員がこれまで受講した研修内容を見ることができると、相談員の自己研鑽の情報が「見える化」されます。

ほかの職能団体でも、研修を積み上げていくような仕組みはありますが、個人が受講した研修や内容を公表する。制度は存在しません。研修ポイント制度の開発に携わっていた方々からも「勇気がありますね」と一定の評価をいただいています。

なお、相談員のスキルアップや実力の「見える化」の仕組みのひとつに、「福祉用具専門相談員実力ランキングテスト」(以下、

ランキングテスト)があります。ランキングテストは、福祉用具の専門職として必要な知識の定着を図ることが目的です。成績上位200人は、氏名と所属する事業所名がランキングテストのホームページで公表されます。ランキングが公表されることで、周囲から評価され、相談員はさらに上位のランクをめざして切磋琢磨するなど、自己啓発のモチベーションにつながるといった効果を出しているようです。

研修ポイント制度も、ランキングテストのように、自身の研修受講実績を公表することで、相談員の「もった勉強しよう」という意欲を高めるねらいがあります。職場でいくつ上司からスキルを上げましょ」と指導されても、勉強するモチベーションにはなかなかつながりません。「自分のプラスになる」「周囲に認めてもらえる」などの利点があつてはじめて、人はがんばれるものです。

研修ポイント制度は、平成24年度にモチベーションが終了し、平成25年10月から本格的に稼働する予定です。多くの相談員に登録していただき、「自分たちは専門職として優秀だ」と世の中にアピールしてもらいたいと思つています。多くの相談員が参加することで、「参加しないと損だ」という雰囲気になるといいですね。いい意味で相談員同士の競争も生まれてくると思えます。

研修の認証は、委員会を設けて第三者が

評価するなど、研修の質にもこだわつていきます。

研修というと、都市部での開催をイメージする方が多いと思いますが、当協会の支部組織である地域ブロックと連携しながら、各地域で開催される研修も積極的に認証する予定です。さまざまな地域の質の高い研修の掘り起こしになるとともに、相談員が自分の地域で研修を受けられるようになり、研修機会の拡大にもつながることを期待しています。

— 今後はどのような活動を展開されますか？

私は、「福祉用具がこんなに便利なものなんだ」と世の中の人にもっと知ってもらいたいと思つています。介護保険制度の自立支援の趣旨からいくと、福祉用具は本来、制度のなかで主役に近い立場にあるはずなのですが、世間ではそれほど認知されていません。それは、ご利用者の機能を補うために福祉用具を使用するという、自立支援の考え方が理解されていないからだと思います。

自立支援に一番効果的な福祉用具が使用できる環境を整えるために、福祉用具や相談員の地位を高めていきたいと思つています。今後は介護人材の不足がさらに深刻化しますし、福祉用具の活用なしには高齢社会は乗り切れません。今年1年は勝負の年だと考えています。

— ありがとうございます。